

第五十九回
帝國議會
貴族院

勞働者災害扶助法案特別委員會議事速記録第一號

付託議案

勞働者災害扶助法案

勞働者災害扶助責任保險法案

勞働者災害扶助責任保險特別會計法案

委員氏名

委員長 伯爵松本 宗隆君

副委員長 男爵佐藤達次郎君

公爵德川 圀順君

子爵豐岡 主資君

中村純九郎君

宮田 光雄君

齋藤 善八君

磯村豐太郎君

瀨川彌右衛門君

昭和六年三月二十二日(日曜日)午前十時
五十九分開會

○委員長(伯爵松本宗隆君) 是ヨリ委員會

ヲ開會イタシマス、一應三案ヲ列ネテ御説
明ヲ願ヒタイト存ジマス

○國務大臣(安達謙藏君) 勞働者災害扶助

法案及勞働者災害扶助責任保險法案ノ兩案
ノ趣旨ヲ簡單ニ御説明申上ゲマス、勞働者災
害扶助法案ハ土木建築工事、土石採取業、
鐵道、軌道、自動車、運輸業、仲仕業等ノ

諸事業ノ勞働者ノ業務上ノ傷病ニ對シマシ
テ事業主ヲシテ扶助セシメムトスルモノデ
アリマス、斯ノ如キ扶助ノ制度ハ工場、鑛
山ニ於キマシテハ工場法及鑛業法ニ依リ現
ニ行ハレテ居ル所デアリマシテ今回ノ法案
ハ要スルニ現ニ工場鑛山ニ行ハル扶助ノ
制度ヲ爾餘ノ諸工業ニモ擴張スル趣意ニ外
ナラナイノデアリマス、本法案ノ主要ナル
内容ハ第一ニ適用範圍ニ關スル事項デアリ
マス、本法案ハ鑛山工場以外ニ於キマシテ
相當ノ危險ノアル産業ニ適用セムトスルモ
ノデアリマシテ、適用事業ノ種類ヲ第一條
第一項第一號乃至第四號ニ列舉イタシマシ
テ、而シテ是等ノ事業中特ニ危險ナルモノ
ハ、事業ノ規模如何ヲ問ハズシテ適用イタ
シマスルシ、ソレ程デモナイモノハ相當規
模以上ノモノニ限ッテ適用セムトスルモノ
デアリマス、即チ石切業及土石採取業ニ付
キマシテハ、地下作業又ハ火藥爆藥ヲ使用
スルモノニハ、使用人員ノ如何ヲ問ハズシ
テ之ヲ適用シ、其他ハ十人以上ノ勞働者ヲ
使用スルモノニ限り之ヲ適用シ、又貨物取
扱業ニ付テハ動力機械ヲ使用スルモノハ使
用人員如何ヲ問ハズシテ適用シ、其他ハ十

人以上ノ勞働者ヲ使用スルモノニ限りマシ
タ、自動車運輸業ニ付テハ使用人員ヲ以テ
適用不適用ヲ區別セズ、一定ノ設備ニ依ル
モノニハ之ヲ適用シ、然ラザルモノニハ適
用セザルコトヲ致シマシタ、土木建築工事
ニ付キマシテハ適用範圍ニ入ルベキ規模ハ
勅令ニ依ッテ定ムルコトヲ致シテアリマス
ルガ、原則トシテ工事費用一萬圓以上又ハ
使用延人員千人以上ノモノニ限り、作業ノ
特ニ危險ナルモノニハソレ以下ノ規模ノモ
ノニモ適用スル豫定デアリマス、主要ナル
内容ノ第二ハ扶助ノ程度方法デアリマス
ガ、是ハ勅令ニ委任シテアリマスルガ、既
存ノ扶助法規タル工場法ト大體歩調ヲ合セ
ル方針デアリマス、内容ノ第三ハ扶助責任
者ニ對スル事項デアリマス、事業主ガ使用
者デアアル場合ニハ問題ヲ生ジナイノデアリ
マスガ、土木建築業ノ如キ請負關係ノ複雑
ナルモノニハ、特ニ責任者ヲ定メテ置ク必
要ガアリマス、此點ニ關シ本法案ハ原則トシ
テ元請負人ヲ以テ事業主トシ、元請負人ト
下請負人トノ契約ニ依リマシテ、下請負人
ニ扶助責任ヲ引受ケシムルコトヲ得ルコトト
致シマシタ、而シテ下請負人ニ扶助責任ヲ引

受ケシメタル場合ニ於テ元請負人ハ保證責
任ニ似タル責任ヲ有スルモノトシ、且後ニ
述ベマスル責任保證ノ保險料ハ元請負人ヨ
リ徵收スルコトヲ致シマシタ、此制度ハ勞
働者保護ノ點カラモ、事業主ノ便宜ノ點カ
ラ言フモ、我國ノ實情ニ最モ適切ナモノ
ト考ヘルノデアリマス、土石ノ採取業及貨
物取扱ノ事業ニ付テハ、事業主ガ唯一人ノ
注文ニ依ッテ事業ヲ經營シテ居リマスル場
合ガ少クナイノデアリマスガ、斯ル場合ニ
ハ注文主ヲ事業主トシ、保證責任ニ似タル
責任ヲ負ハセルコトヲ致シマシタ、次ニ勞
働者災害扶助責任保險法案ハ前述事業主ノ
扶助責任ニ關シ、扶助ノ支給ヲ確保シ、勞
働者ノ保護ヲ圖ル爲メ且ツハ事業主ノ負擔
ヲ容易ナラシメル爲ニ保險ノ制度ヲ設ケム
トスルモノデアリマス、本保險ハ事業主ノ
扶助責任ヲ保險スルモノデアリマスカラ、
其體様ハ事業主ノ保險デアリマスガ、本保
險ト扶助トハ密接不可分ノ關係ニアリ、實
質ニ於テハ社會保險ノ作用ヲ爲シ、又扶助
ニ關スル事業主ト勞働者ノ紛議ハ、多クノ
場合保險者ニ依ッテ解決セラレルコトナ
リマスルカラ、本保險ハ國營保險トシタノ

デアリマス、保險ニ加入スル範圍ニ付テハ土木建築工事ニ付テハ、勞働者ノ保護及事業主ノ便宜ノ兩方面ヨリ畫一的ニ強制スルコトトシ、其他ノ事業ニ付テハ任意加入ノコトト致シマシタ、從來カラ保障ノ行ハレテ居ル工場鑛山ニ付テモ國營保險ヲ設ケタ以上、保險ノ途ヲ開クヲ適當ト考ヘ、任意加入ヲ認メル豫定デアリマス、本保險ハ本來事業主ノ負擔タル扶助ノ責任ヲ保險スルノデアリマスカラ、保險料ハ全部事業主ノ負擔トシ、國庫ハ初年度ニ於テ準備費ヲ釀出スル外何等負擔ヲ爲サザル方針デアリマス、以上ハ兩法案ノ内容ノ説明デアリマス、詳細ハ御質問ニ應ジ政府委員ヨリ御説明申上ゲマス

○委員長(伯爵松本宗隆君) 特別會計法案ニ付キマシテハ只今大藏當局ハ差支ヘテ出席ガ出來ナイト云フコトデアリマスカラ、此扶助法案並ニ保險法案ニ付キマシテ御質問ヲ願ヒタイト存ジマス

○磯村豐太郎君 此法案ハ昨年デシタカ御提出ニナリマシタノトドウ違テ居リマスカ、先程伺ヒマスト、昨年ノ分ト大分違フヤウニ思ヒマスカ、此度ノ御提案ノ違タ點ダケヲ一ツ承テ置キタイト思ヒマス

○政府委員(吉田茂君) 昨年ノ法案モ今回

提出ニナリマシタ法案モ、工場鑛山以外ノ勞働者ノ扶助ヲ目的トスル點ニ於キマシテ、即チ法案ノ根本目的ノ點ニ付キマシテハ同様ナノデゴザイマスガ、今回ト昨年ト違ヒマスル最モ大キイ所ハ此事業主ノ扶助イタシマスルニ付キマシテノ責任ヲ保險ニスルコトニ致シマシテ、殊ニ土木建築業等ノ所得ノ餘リ豐デナイ種類ノ仕事ニ付キマシテハ、此責任保險ニ強制加入ヲサセルコトニ致シテ居リマスル點ガ一ツデアリマス、從テ此保險ト云フモノト關聯イタシマシテ、土木建築ニ付キマシテ數次ノ請負ニ依テ仕事ヲ致シテ居リマスル場合ニ、昨年ニ於キマシテハ各請負人……元請人モ下請負人モ連帶シテ各、扶助ノ責任ニ任ズルトアリマシタノヲ、今回ハ元請人ヲ以テ一應其請負ヒマシタ工事ノ事業主トシ、尙ホ下請人ノ扶助責任ニ付キマシテ、下請人ガ扶助ヲ引受ケルト云フ特約モアリマスル場合ニ於キマシテハ、下請人ト元請人ト雙方ヲ以テ責任者トシ、ソレニ付キマシテハ先ヅ直接ニ勞働者ヲ使用スル下請人ニ對シマシテ、勞働者カラシテ扶助ノ請求ヲスルト云フコトニ致シマシタ、是ハ扶助法ノ第三條デゴザイマス、其點ガ主ナ、前ニ提出ニナリマシタ法案トノ違ヒデゴザイマス、デ

直接ノ扶助ノ内容ニ付キマシテハ此扶助法案ニ於テ規定シ、ソレカラ只今申上ゲマシタ勞働者災害扶助ニ付テノ事業主ノ責任保險ニ付キマシテハ、責任保險法案ニ於テ規定シ、尙ホ扶助責任ノ保險ヲ致シマスニ付キマシテ之ヲ國營保險ニ致シマスルノデ、其保險經濟ノ爲ノ特別會計法ト云フモノヲ規定イタシタノデゴザイマス、詳細ノ點ノ新舊兩方ノ比較ニ付キマシテハ對照表ヲ用意シテデゴザイマスカラ、ソレヲ御手許ニ差上ゲタイト存ジマス

○委員長(伯爵松本宗隆君) 當委員會ニ付託ニナリマシタル三案ニ付キマシテノ基礎トナルベキ點ハ、扶助法ノ第一條カラ四條迄ガ根本ニナッテ居ルヤウデアリマスルカラ、御面倒デスガ此四箇條ニ付テ今一應詳シク御説明ヲ得マシタナラバ、審議進行ノ上ニ便宜ト存ジマスカラ願ヒタイト存ジマス

○政府委員(吉田茂君) ソレデハ第一條カラ御説明ヲ申上ゲヤウト思ヒマス、第一條ハ只今モ内務大臣カラ御説明ヲ申上ゲマシタ通りニ、法律ノ適用ノ範圍ヲ定メタモノデゴザイマシテ、此法律ノ適用範圍ヲ定メマスル根本方針ト致シマシテハ、第一ニハ相當ノ規模ノ仕事デアル、ソレカラ事業ノ

危險ト云フコトヲ主眼ト致シマシテ適用範圍ヲ決メタノデゴザイマス、危險ノ特ニ著シイモノハ事業ノ規模ハ小サクアリマシテモ本法ヲ適用スルト云フ風ニ致シマシタノデ、工場法ニ於キマシテモ大體サウ云フ風ニナッテ居ルヤウデゴザイマス、第一條ニ付テ申上ゲマスト、第一號ニハ石切、砂鑛、土砂採取業ト云フヤウナ土地カラ土石砂鑛ナドヲ採取スルモノヲ指シテ居ルノデゴザイマシテ、其中デ「動力若ハ火業類ヲ用ヒ若ハ地下ニ於テ作業爲スモノ又ハ常時十人以上ノ勞働者ヲ使用スルモノ」ト云フノニ適用イタシマシタ次第デアリマス、前ノ「動力若ハ火業類ヲ用ヒ若ハ地下ニ於テ作業爲スモノ」ト云フノハ危險ノ特ニ著シイニ依リマシテ、規模ヲ問ハズシテ此法律ヲ適用スルト云フ種類ノモノデゴザイマスシ、又「常時十人以上ノ勞働者ヲ使用スルモノ」ト云フノハ事業ノ規模カラ見マシテ、相當規模以上ノモノニ適用シヤウ、斯ウ云フ趣旨デゴザイマス、第二號ニ於キマシテハ土木建築其他各種ノ工作物ノ工事ニ關スル規定ヲ設ケテ居ルノデアリマシテ、土木、建築ノ工事、ソレカラ鐵道、軌道、電氣、瓦斯ナドノ事業ヲ行ヒマスルモノニ付キマシテ、其事業ノ爲ニスル保存ノ工事ノ如キモノ

ハ、本體タル事業ニ伴ヒマシテ引續イテ行ハレマシテ、之ニ付テハ工事ノ完了ト云フヤウナコトハナイノデゴザイマス、通常請負デ行ヒマスル工事其モノハ一定ノ期間後ニ必ズ完了スベキモノト云フコトニナルノデゴザイマス、此ニ號ニ於キマシテハ右兩方……繼續的ニ行ハレマスル所ノ、請負ニ依ッテ繼續的ニ行ハレマスル工事兩方ヲ含ンデ居ルノデアリマス、其中デ(イ)ノ方ハ公共團體ノ直營工事、(ロ)ハ鐵道、軌道、索道又ハ水道、瓦斯、電氣ト云フヤウナ事業ヲ本體トシテ行ッテ居リマスモノガ、自ラノ事業ノ爲ニスル直營ノ工事ヲ指スノデゴザイマス、是等ノ工事ハ事業主ガ相當組織的ノモノデゴザイマスシ、事業主トシテノ資力ノアルモノデゴザイマスシ、工事其モノノ規模ヲ極メルコトガ困難ナ保存工事ヲ始終行フモノデゴザイマスカラ、其直營工事ニ付キマシテハ規模ノ如何ヲ問ハズシテ本法ヲ適用スル、斯様ニ致シテアルノデアリマス、又只今申シマシタ通りニ事業主體ハシツカリシテ居リマスカラ、必ズシモ保險ニ付スルコトヲ必要トシナイト云フ譯デゴザイマス、其點ハ其次ニアリマス(ハ)トハ性質ガ違フ譯デアリマス、(ハ)ノ方ハ通常請負デスル所謂土木建築ノ請負工事ニ含ム

譯デゴザイマスガ、必ズシモ請負ニ依ラズ或ハ事業主ノ直營ノ場合モゴザイマセウ、何レノ場合ニ於キマシテモ斷續的ノ一時的ノ工事即チ工事ガ完成スルト云フ種類ノモノガ(ハ)ニ屬スルノデゴザイマス、之ニ付キマシテハ一定規模以上ノモノニ限リマセヌト徒ラニ小サナ工事、例ヘバ日本式ノ住宅ノ小サナ工事迄モ本法ヲ適用スルト云フコトニナリマスルト行キ過ギノ傾キガアリマスノデ、勅令ヲ以テ規模ヲ限定スルコトニ致シテ居リマス、其次ニ第三號デゴザイマスガ、第三號ハ運輸事業ノコトヲ指シテ居ルノデゴザイマス、大體ニ於キマシテ相當組織的ニ行ハレ、尙ホ機械ニ依リマスルモノヲ考ヘテ居ルノデゴザイマスノデ、人數ノ點ニ依リマスル規模ノ制限ヲ設ケナイデ立案イタシテゴザイマス、運輸事業ノ附帶ノ土木建築工事ト云フヤウナモノハ三號ニ依ル譯デゴザイマス、修繕ナドノ工事ニ付キマシテハ、是ハ工場法ニ依ッテ修繕工場デ保障ガ出來マス、本法ノ此規定ニ於キマシテハ、尙ホ普通ノ労働者或ハ車力、船夫ノヤウナ小運送ノ仕事ハ除外シテ居リマス、是等ノ仕事ニ於キマシテハ、労働者ガ通常運送具ヲ持ッテ居ッテ、雇傭關係ナクシテ獨立ノ事業者トシテヤッテ居ル者ガ多イノデ

ゴザイマスカラシテ、之ヲ本法ノ事業主責任デ保護スルト云フコトハムツカシイノデ、左様ニ致シテ居ルノデアリマス、第四號ハ貨物積卸ノ事業、所謂仲仕業ト云フ種類ノ仕事デゴザイマス、沖仲仕、濱仲仕、石炭仲仕、驛仲仕、倉庫仲仕、陸仲仕ナドト云フヤウナ種類ノ仲仕業ニ從事スル労働者ヲ保護シヤウト云フノデゴザイマス、尙ホ此小運送ニ屬スルモノハ、是ハ適用範圍外ニナッテ居リマス、此事業ノ單位ニ付キマシテハ、岸壁、波止場、停車場若クハ倉庫等ノ一ツノ作業場ニ於ケル作業ヲ言フノデアリマシテ、作業上連絡ノナイ所ノモノハ雇主ガ同一デアリマシテモ別ノ事業デアルト考ヘテ居ルノデアリマス、例ヘバ同ジ會社デ或ハ品川デモ大阪デモ仕事ヲシテ居ルト云フヤウナ場合ニ於テハ、作業場ヲ單位ニシテ考ヘテ居ルノデアリマス、尤モ沖仲仕ガ、殊ニ船舶ノ沖仲仕ニ於キマシテハ一營業者其外商習慣ノ上デ一營業トシテ取扱ハレルモノヲ一ツノ單位トシテ、此法律ヲ適用スルノデアリマス、第五號ニ於キマシテハ、是ハ只今直ニ指定イタシマスル考ハナイノデゴザイマスルケレドモ、將來調査ノ上デ本法ヲ適用スルノヲ妥當ト認メルモノガアリマシタラバ指定スル方針デアリ

マス、例ヘバ森林伐採ナドノ事業ノヤウナモノデゴザイマス、次ニ第二項デゴザイマスルガ、第一項一號及四號ノ仕事ハ、事業ノ規模ヲ原則トシテ使用人員十人ト云フコトニナッテ居リマス、從ッテ十人未滿ヲ使用スルモノト、ソレ以上ヲ使用スルモノトガ同ジ場所デ並ビ立ッテ居リマスル場合ニ於キマシテハ、一方ハ適用ヲ受ケ一方ハ適用ヲ受ケヌト云フヤウナコトデ、不正競争ノ行ハレル虞ガゴザイマス、左様ナ場合ニ於キマシテハ、人員ノ制限ハ撤廢イタシマシテ、一齊ニ本法ヲ不公平ナク適用スルト云フコトガ必要ニナルト考ヘマスルノデ、主要ナ港灣ノ濱仲仕、或ハ石ノ切出シヲ盛ニ行ッテ居ル地方ニ於ケル採石業ト云フヤウナモノニ付キマシテ、此二項ノ規定ニ依リマシテ、地域ヲ限ッテ本法ヲ適用スル、斯ウ云フコトニ致ス見込デゴザイマス

○委員長(伯爵松本宗隆君) 此際チヨット大藏當局者ガ減稅委員會ノ方カラ小閑ヲ得テ説明ニ出席サレマシテ、サウシテ又直ニ減稅ノ方ヘ赴キタイト云フコトデアリマスカラ、此際大藏當局ノ特別會計ニ付テノ御説明ヲ煩ハシタイト存ジマス

○政府委員(小川郷太郎君) 労働者災害扶助責任保險特別會計法律案ニ付キマシテ、

提案ノ理由ヲ簡單ニ説明イタシマス、内務

當局カラモ御説明ガアリマシタコトト存ジ

マスガ、勞働者災害扶助法、工場法、鑛業

法ニ基ク扶助ニ關シマシテ勞働者ニ對スル

補助金ノ支給ヲ確保スルコト、事業主ノ負

擔ノ便宜等ヲ圖リマス爲メ其扶助責任ヲ國

營保險ト爲スノ必要ガアリマシテ、勞働者

災害扶助保險法案ガ提出セラレタノデアリ

マスガ、而シテ該保險事業ハ事業主ノ負擔

イタシマスル保險料等ノ收入ヲ以テ保險金、

保險施設費、事業取扱費等ノ一切ノ經費ニ

充用セムトスルモノデアリマスカラ、性質

上是ガ收支ハ一團トシテ計算スベキモノト

存ジマス、從テ本事業ニ關スル歲入歳出ハ

之ヲ一般會計ト區分シ特別會計ヲ設置スル

ノ必要ガアルノデアリマス、是ガ本案ヲ提

出イタシマシタ理由デアリマス

○委員長(伯爵松本宗隆君) ソレデハ御忙

シイヤウデゴザイマスカラ、此特別會計ニ

付テノ御質問ハ又他日ニ譲リ、今日ハ御説

明ダケデ宜シイト存ジマス、然ラバ續キマ

シテ内務當局ヨリ概念上ニ付テ説明ヲ願ヒ

タイト思ヒマス

○政府委員(吉田茂君) 第二條ニ於キマシ

テハ、勞働者ニ對スル事業主ノ扶助責任ノ

原則ヲ第二條デ決メテアルノデアリマス、

工場法、鑛業法等ノ規定ニ倣ヒマシテ、是

亦法律ニ於キマシテハ扶助ヲスルト云フ原

則ヲ定メテ居ルコトモアルノデアリマシ

テ、扶助ノ内容ハ勅令ニ委任シテ居ルノデ

アリマス、内容ニ付キマシテモ原則トシテ

工場法規並ニ鑛業法規ノ例ニ倣フ見込デゴ

ザイマス、併ナガラ職工、鑛夫ナドトハ違

ヒマシテ一時的ノ雇傭關係ニアル者、例ヘ

バ或建築工事ノ帳場ダケニ使ハレテ居ルト

云フヤウナ者、又勞力ノ供給契約ニ基ク使

用關係、人夫供給契約ト云フヤウナモノニ

基クモノヲ包含イタシテ居リマスノデアリ

マシテ、其賃銀、賠償ノ基礎ニナリマスル

賃銀ノ算出方法ニ付キマシテハ別段ノ規定

ヲ設ケナケレバナラスト考ヘテ居リマス、

第三條デアリマスガ、第三條ハ請負ニ依ル

土木建築工事ノ責任者ヲ決メルノデアリマ

ス、先程チヨット簡單ニ御説明申上ゲマシタ

通りデアリマスガ、請負ニ依リマスル土木

建築工事デ請負ガ一次ノ請負、所謂下請ト

云フモノノナイ場合ニハ極メテ簡單デゴザ

イマシテ、其請負人ガ事業主デアルコトハ

何等ノ疑ヲ容レナイノデアリマスガ、數次

ノ請負、元請ニ對シテ下請ノアリマスル、

ソレモ下請ガ順次ニ二人三人ト餘計ニアリ

マスル場合ニ於テハ雇主ヲ以テ事業主トス

ル理由カラ行キマスレバ、一番下ノ最後ノ

直接勞働者ヲ使用スル者ガ事業主デゴザイ

マスガ、此種類ノ請負人ハ通常ハ所謂親方

ト云フヤウナ人達デアリマシテ、資力モ薄

弱デアルシ負擔ノ能力モ大シテ確實デナ

イ、尙ホ其種類ノ下請人ト數人ノ勞働者ガ

共同シテ仕事ヲスルト云フヤウナ場合ニ

ハ、ハッキリシタ區別ヲ付ケ兼ネル場合モゴ

ザイマスルノデ、極端ノ場合ヲ考ヘマスレ

バ最後ニハ勞働者ガ請負人ニ當ルト考ヘラ

レルヤウナ場合モアル次第デゴザイマス、

是等ノ事情ニ鑑ミマシテ、此法案ニ於キマ

シテハ原則トシテ元請人詰リ第一次ノ請負

人ヲ以テ事業主トスルト云フ原則ヲ先ヅ最

初ニ掲ゲテアルノデアリマス、即チ但書ニ

當ルノデアリマス、第一條第一項第二號

(ハ)ノ工事ノ全部又ハ一部分ガ數次ノ請負ニ

依リ爲サル場合ニ於テハ元請負人ヲ其ノ

請負ヒタル工事ニ付事業主トス」ト云フノハ

其意味デゴザイマス、併ナガラ常ニ元請人

ダケヲ以テ唯一ノ責任者ト云フコトニ致シ

マスルト、直接勞働者ニ接觸シナイ者ヲ責

任者ト云フモノニスルト云フヤウナコトニ

ナリマスルノデ、扶助法ヲ施行スル上ニ於

キマシテ圓滿ヲ缺クト云フ虞ガナイデモア

リマセヌ、從テ事情ニ應ジマシテ、元請負

人ト下請負人ノ間ニ書面ニ依ル契約ヲシ

テ、扶助責任ヲ明瞭ニ下請負人ニ引受ケシ

ムルト云フ場合ニ於キマシテハ、其下請負

人ヲ責任者トスルト云フコトニ致シタノデ

アリマス、第二項ニ書イテアリマス「前項

但書ノ場合ニ於テ元請負人ガ書面ニ依ル契

約ヲ以テ下請負人ヲシテ扶助ヲ引受ケシメ

タルトキハ其ノ下請負人モ亦其ノ請負ヒタ

ル工事ニ付事業主トス」ト云フノハ其意味デ

アリマス、此場合ニハ元請負人ト下請負人

ハ詰リ重複シテ責任者デゴザイマスガ、第

三項ニ依リマシテ下請負人ガ主タル責任者

ト云フコトニ、第一次ニ扶助スベキ責任者

ト云フコトニナッテ居リマス、元請負人ハ強

イ意味ノ保證義務ノヤウナモノヲ負フノデ

アリマス、即チ下請負人ニ請求ヲセズシテ、

行キナリ元請負人ニ其特約ガアルニ拘ラズ

請求イタシマシタ場合ニ於キマシテハ、元

請負人ハ下請負人ニ對シテ先ヅ催告スベキ

旨ヲ請求スルコトガ出來ルガ、其請求ニ依

テ自分ノ義務ヲ免レル譯ニ行カナイノデア

リマスノデ、強イ保證ノヤウナ義務ヲ元請

負人ハ負フノデアリマス、斯様ニ致シマシ

テ、此土木建築工事ガ數次ノ請負人ニ依リ

マス時ニハ、扶助ニ付キマシテ、元請負人

下請負人ガ重複シテ責任者デアルト云フコ

トニナリマスルガ、此案デ御覽ニナリマスル通りニ、元請負人ト下請負人ノ兩責任者ノ責任ハ平等デナイ、其間ニ違ヒヲ設ケテアルノデアリマス、之ニ付キマシテ前議會ニ於ケルヤウニ連帶責任ト云フ方法ヲ執リマスルト、是ハ法律上司法裁判所ニ於テ問題ニナクヤウナ場合ニ、連帶ハ最モ強イ權利保護ノ方法デアルト云フコトガ言ヘルノデアリマスガ、實際ノ運用ノ點カラ申シマスルト、雙方平等ノ責任ヲ負ウテ居ルト云フコトデアリマスルト、何レモ他ニ責ヲ轉嫁スル虞ガアルノデアリマス、ノミナラズ事業主ト致シマシテモ甚ダ不安ヲ受ケルト云フコトヲ、免レマセヌノデ、此法律ノヤウナ場合ニ於テハ、殊ニ刑事制裁ヲ附加ヘテアルノデゴザイマスカラ、尙ホ其點不安ヲ感ゼザルヲ得ナイト思フノデアリマス、又民法上ノ保證責任ト云フコトニ致シマスルト、所謂檢索ノ抗辯ト云フヤウナコトヲ有スルコトニナリマス、元請負人ニ請求ヲシタ場合ニ此處ニアリマス、單ニ催告ノ抗辯ヲ行使スルダケデナイ、下請負人ニ支拂ノ資力ガナイト云フコトヲ元請負人ガ確カメマセヌト、ソレデハ勞働者ノ保護ニ缺クル所ガアル、斯様ニ考ヘマシテ單純ニ催告抗辯ダケヲ認メテアルノデアリマス、從テ

元請負人ノ責任ト云フモノハ民法ノ保證ヨリハ其點ハ強イノデアリマス、斯様ニ致シマシテ、先ヅ下請負人ニ請求スルト云フコトガ、一ハ請負人ト勞働者トガ直接ノ雇傭關係ニアリマス點カラ考ヘマシテモ、又何カ怪我デモシタト云フヤウナ場合ニ、直グ親方ノ所ニ驅込シテ行クト云フ、請負ノ現場ニ於ケル實際ノ狀況ニ鑑ミマシテ、斯様ニ致シテアリマスコトガ扶助ノ責任關係ヲ明確ニシテ、尙ホ元請負人ニ於キマシテ、此強キ意味ノ保證的ノ債務ヲ負フト云フコトガ、權利義務ノ關係ヲ鞏固ニスルト云フコトガ出來マスノデ、斯様ナ方法ガ最モ實際ニ適シタ方法デアルト考ヘテ居ル次第デゴザイマス、ソレカラ四條デアリマスガ、四條ハ第三條ニ類似ノ場合ヲ規定シテ居ル次第デアリマス、三條ノ後半部、元請負人ト下請負ノ關係ノ類似ノ場合ヲ四條ニ規定シテ居ルノデアリマス、此第一條ノ一項第一號乃第四號ノ規定ヲ四條ニ規定シテアリマス、第一條第一項第一號並ニ第四號ノ事業、其事業ヲ見マスルト、事業主ガ一人ノ注文者ノ注文ニ依リマス場合ニハ、勞働者ヲ使ッテ仕事ヲ致シマスモノハ、單ニ多少ノ用具ヲ持ッテ、勞働者ヲ使用スルト云フノニ止マッテ居ルノデアリマシテ、作業設備モ

作業ノ行ハレル場所モ總テ法律上ハ注文者デアル者ガ之ヲ持ッテ居ルト云フ場合ガ少クナイノデゴザイマス、是等ノ場合ニ於キマシテハ、事業主ハ注文主ニ對シマシテハ、經濟的ニモ又社會的ニモ從屬關係ニ立ッテ居ルト云フコトニナルノデアリマス、譬ヘテ申シマスルト或ル「セメント」工場ガ自分デ原料ヲ採取スル山ヲ持ッテ居ル、サウシテ採取機械モ持ッテ居ル、サウシテ其採石ノ仕事ハ採石業者ニ請負ハシテ居ル、ソコデ其採石業者ノ取リマス一切ノ土石ト云フモノハ、總テ「セメント」工場ガ獲得スルト云フヤウナ場合ニハ、土石採取ノ事業ガ其「セメント」工場ニ從屬シテ居ルト考ヘテ宜シイノデアリマシテ、丁度請負ノヤウナ關係、下請人ノヤウナ關係ト考ヘテ宜シイノデゴザイマスガ、又他ノ例デ申シマスルト、工場鑛山デ、自分ノ其工場鑛山ノ坑内ノ荷役ヲ或ル者ニ請負ハス、或ハ倉庫ノ荷役ヲ請負ハシテ居ル、倉庫業者ガ倉庫ノ荷役ヲ請負ハシテ居ルト云フヤウナ場合ニ於キマシテハ、事業主ハ注文者デアリマス、其「セメント」會社デアリマスとか、其倉庫會社デアリマスとかト云フヤウナモノニ對シマシテ、經濟的社會的ニ從屬シテ居ルト云フ譯デゴザイマスノデ、注文者ニ對シマシテ……

是ハ注文者ノデアリマス、注文者ニ對シマシテ扶助ニ關スル保證責任ニ類スル義務ヲ負ハシメル、第三條ノ例ニ依ラシムルト云フコトガ妥當デアルト云フ考デアリマス、此場合ノ注文者デアリマス事業者ト本來勞働者ヲ使用シテ仕事ヲ致シマス者トノ間ノ法律關係ハ、只今申シマス數次ノ請負ニ依リマシテ、土木建築工事ニ於ケル元請負ト下請負トノ間ノ關係ノヤウナ關係ガ生ズルノデアリマスノデ、注文者タル事業主ニハ催告ノ抗告ヲ認メルノガ適當デアルト云フ考デア立案イタシテ居ルノデゴザイマス、委員長カラ御話ガゴザイマシタ通りニ、大體此扶助責任ニ關スル基本的ノ法規ハ第一條カラ第四條ニ規定シテゴザイマス、アトハ手續等ニ類スルコトデ或ハ監督ノ爲ニ必要ナ罰則、或ハ其他臨檢等ニ關スル規定デゴザイマス

○宮田光雄君 此扶助法ノ適用範圍ニ付テ列舉主義ヲ採ッテアルノデアリマスケレドモ、第二號ノ(ハ)デモ、第五號ニ於テモ一ツノ例外ト云フカ、適用範圍ヲ非常ニ緩和スル規定ガ載セテアリマスノデ、是デアルト折角列舉シタ趣旨ヲ非常ニ弱クスルヤウニ考ヘルノデアリマスルガ、新シイ法律デアアルノデアルカラ、成ルベク先ヅ政府ノ方

ナリ一般ノ關係者ガ必要デアルト云フコトヲ認メタモノヲ列舉シテアルノデアリマスガ、其列舉シテアルモノニ限リテ之ヲヤルト云フコトニシテ、或ハ勅令ニ譲リテ、非常ナ廣汎ナ適用範圍ヲ決メルト云フコトヲ避ケタ方ガ、マア順次之ヲ廣ク及ボシテ行クト云フ主義カラ言フテモ、サウシタラ宜クナイカト思フノデアリマスガ、今長官ノ御説明デ、大體「其ノ他ノ工事ニシテ勅令ノ定ムル規模ノモノ」トカ、或ハ「危險ナル事業又ハ衛生上有害ノ虞アル事業」ト書イテアルノデアリマスルガ、之ヲ非常ニハッキリ今ノ勅令ノ規定ノ草案ガ茲ニアルノデスガ、ソレデ所謂非常ニ法律デ豫測シナイヤウナ或ハ之ニ關聯シテ豫測シ得ル程度ノモノニ限リテヤルト云フコトガ骨子ニナルノデスネ、ソレデ詰リ自由ニ範圍ヲ決メサシテ行クト云フコトニナルト、初メテ行フ法律トシテハ我々危險ヲ感ズルヤウニ思フノデスガ……

○政府委員(吉田茂君) 問題ハ主ニ「ハ」ニ因縁ハアルト思ヒマス、第五號ノ方ハ先程申上デマシタヤウニ、例外ノモノデ今直ニヤラウト云フ積リデハナイノデス、「ハ」ノ範圍ニ付キマシテハ矢張り工場法或ハ鑛業法等ノ例ニ依リマシテ内容ヲ勅令デ定ムル

見込デゴザイマスガ、其定メ方ハ只今御尋ノ御趣旨ノヤウニ極メテ精細ニ決定ヲ致シマス積リデアリス、尙又、是ノ決定ニ付キマシテハ……此法案自體モサウデアリマスガ、勅令ノ決定ニ付キマシテハ十分當業者ノ意向ヲモ聽取イタシマシテ、實際ノ適用上困難或ハ酷ニナルトカ、行届カヌトカ云フヤウナ弊害ノナイヤウニ注意ヲ致ス積リデゴザイマス、大體御手許ニ差上げてアリマス勅令案ノ骨子ニ付キマシテハ、土々建築業者或ハ勞働者方面等ニ於キマシテモ異存ハナイヤウニ承知イタシテ居リマス

○宮田光雄君 是ハ何カ諮問デモ致シタノデスカ

○政府委員(吉田茂君) 此法律案ニ付キマシテハ諮問ヲ致シマシタ

○宮田光雄君 勅令案ニ付テ……

○政府委員(吉田茂君) 勅令案ニ付テハマダ諮問ヲ致シテ居リマセヌ、此法律案ガ成立イタシマシタ後、或ハ此議會ノ終了後、成ルベク速カニ諮問致シタイト考ヘテ居リマス

○宮田光雄君 此下請人ヲシテ扶助ヲ引受シメルト云フコトハ、ドウシテモ其方方便宜ナ問題トシテヤラスルノデセウネ

○政府委員(吉田茂君) 仰セノ通りデゴザ

イマス、下請人ガ此勞働者ニ直接接觸シテ居ルノデアリマスカラ、事實矢張り怪我デモシマスト一番ニ下請人ノ所デ猶豫ヲ置カズシテ直グ醫者ノ所ニ擔ギ込ムトカ、何トカ適當ノ手當ヲスルノデアリマスガ、併ナガラ下請人ハ扶助ヲ引請ケルト云フモノニ付キマシテハ事業主ト元請人トノ間ニ此所ニアリマスルヤウニ下請人ヲ引請ケルト云フコトノ明瞭ナ特約ヲサセテ、サウシテ引請サセル、斯ウ云フ特約ノナイ場合ニハ元請人ガ引請ケル、斯ウ云フ風ニ致シテ居リマス

○宮田光雄君 此契約ニ付テハ形式的ニ決メルヤウナコトガアルノデアリマスカ

○政府委員(吉田茂君) 書面ヲ以テヤルノデアリマス、但シ勞働者ガソレヲ引請ケナイヤウナ場合ガアルトイケマセヌカラ、施行命令デ内務省位ガ適當ダト思フノデアリマスガ、サウ云フ時ニモ工事現場下請人ノ住所氏名、下請人ガ扶助ヲ引請ケテ居ルト云フ趣ノ明瞭ナ揭示ヲサセル積リデアリマス、サウシテ勞働者ニ周知セシメマス

○宮田光雄君 勞働者ト云フ者ハ大體文字モ分ラズ、契約ト云フムツカシイコトモ十分ニ理解ノ出來ナイ者ガ多イノデアリマスカラ、是等ニ付テノ何カ斯ウ云フ一定ノ下

請ナリ、其他ノ契約スルモノニ付テハ一定ノ形式ヲ施行命令デ定メテ置クト云フ程ノ御考モナイデスカ

○政府委員(吉田茂君) 扶助ヲ引請ケルト云フ極メテ單純ナ内容ノ契約デアリマスカラ、尙ホ考慮ハ致シマスルガ、非常ニムツカシイコトデハナイノデスカラ、精細ナ契約案ト云フモノヲ決メル必要ハアルマイト思ヒマス

○宮田光雄君 是ハ元請ト下請ノ間ダケノ問題デアリマスナ

○政府委員(吉田茂君) 左様デゴザイマス

○磯村豐太郎君 此責任保險ノ方ノ御話カ知リマセヌガ、是ハ一體實行方法ニ付テハ、請負ヲシマシタ時ニ保險料ヲ拂フ時ハドウ云フ手續ナンデスカ

○政府委員(吉田茂君) 保險料ハ原則ト致シマシテ扶助責任ヲ果シタ者ニ對シマシテ保險料カラ辨濟シタル……保險金ノ御質問ト思ヒマシタガ、保險料デシタカ

○磯村豐太郎君 保險金ヲ請負人ガ拂フ時ハドウ云フ時ニ拂フノデスカ、契約ガアッテ其金額ヲ拂フト云フノデスカ、或ハ其時期方法デスナ……保險料ヲ……

○政府委員(吉田茂君) 保險料ノ拂込ミデスカ

○磯村豊太郎君 拂込ミマス方法デスナ、ドウ云フ時期デドウ云フ方法デト云フコトデアリマス

○政府委員(吉田茂君) 前ノ御答ハ保險金ノコト考ヘテ御答ヘ致シマシタ、保險料ニ付キマシテハ、請負シマス土木建築工事ニ付キマシテハ、請負契約ヲ締結イタシマシタ後、工事ノ著手前ト云フコトガ原則デゴザイマス、サウシテソレハ請負金額ノ標準ニ致シマシテ其保險料ヲ決メルノデアリマス、尙ホ其後請負金額ガ追加ガアルヤウナコトモゴザイマス、サウ云フ場合ニハ保險料ヲ追徴スル、又請負金ガ減ルト云フコトモアリマス、請負工事ノ打切りデアルトカ、規模ノ縮小ト云フヤウナコトモアリマスガ、サウ云フ場合ニハソレニ應ジマシテ保險金額ヲ變更スル、斯ウ云フコトデヤル積リデアリマス

○磯村豊太郎君 随分サウ云フコトハ御面倒ナコトハナイデセウカ、例ヘバ公債ナラ公債ヲ擔保ニ前以テ入レテ置イテ、サウシテ其事業ノ縮小トカ増加ト云フノハ何箇月トカ半年トカ清算スルト云フヤウナコトハ出来マセヌデスカ、保險料ヲ拂ヒマスニ付キマシテ……

○政府委員(吉田茂君) サウ云フノハ一見

便利ノヤウデ、保險料ノ拂込ト致シマシテハ非常ニ複雑カト思フノデアリマスガ、事業ノ縮小、或ハ増加ト云フヤウナ場合ニ、其増加ノアリマシタ時ニ其増加部分ニ對シマシテ保險料ヲ追徴スルト云フヤウコトハ餘リ面倒デナイカト思フノデス、通常ハ此工事途中ニ於キマシテ増減ノナイノガ普通ノ状態ナノデアリマス、一遍請負タナラバ其範圍内デ仕事ヲ仕上ゲテシマフト云フノガ普通ノ状態デアッテ、例外的ニ増減ガアタ時ニ後デ清算スルト云フコトハ面倒ナコトトハ考ヘテ居ラナイノデアリマス

○磯村豊太郎君 民間ノ方トノ打合せハ大體御濟ミニナッテ居リマセウカ、何カ當業者トノ間ニ殘テ居ル問題ガマダゴザイマスカ

○政府委員(吉田茂君) 一二希望ヲ申出デ居ル點モゴザイマスデスガ、大體ソレ等モ皆圓滿ニ協定ガ出来ル見込デアリマス、ソレカラ又勅令案ノ内容ニナッテ居リマスルコトハ、主要ナ事柄ニ付テハ其事項デ諮問ヲ致シタノデアリマスカラ、法律案トシテ諮問シタノデアリマセヌガ、主要ナ事柄ニ付テ諮問イタシタノデアリマスカラ、大體大キイコトハ諮問済ニモウナッテ居ルノデゴザイマス、此責任保險ノ範圍ニ付キマ

シテ、保證ノ範圍ニ付キマシテ、此休業ニ週日ヲ越エル者ニ對スル休業ノ扶助料及療養費ト云フモノヲ只今保險ノ中ニ入レヤウト云フ豫定デゴザイマスガ、之ヲ二週日ヲ越エナクトモ一週日ヲ越エルト云フモノカラモ保險ニ入レテ貰ヒタイ、其方ガ非常ニ便宜デアアル、又勞働者トシテモソレデ確實ニ保證シテ貰フヤウニナルカラ二週日ヲ一週日ニシテ貰ヘマイカト云フ希望ガ只今提出セラレテ居リマスガ、是ハ衆議院ノ委員會デモ申シタコトデアリマスガ、其點政府ニ於テモ十分考慮シヤウト云フ積リデ居リマス、アトハ殆ドモウ異存ノアル問題ト云フノハナイヤウニ考ヘテ居リマス、尙ホ併シ十分ニ打合せラシテ、施行上遺漏ノナイヤウニ致シタイト考ヘテ居リマス

○磯村豊太郎君 モウ一ツ御尋ネ致シマスガ、施行期日ハ何カ勅令ヲ以テ定ムト云フコトニ承ッテ居リマシタガ、茲ニ一月一日ト云フコトハ是ハ皆承知イタシテ居リマスカシラ

○政府委員(富田愛次郎君) 施行期日ヲ勅令ニ委任イタサズシテ、此法律ノ中デ明確ニ規定スルト云フコトハ、此ヤウナ種類ノ法案ニ付キマシテハ、殊ニ必要デアラウト當局ハ考ヘテ居リマスノデ、當業者ニ對シ

マシテモ其趣旨ヲ私共前々カラ説明イタシテ居ッタノデゴザイマス、實ハ當初ノ豫定ニ於キマシテハ今少シク早く施行ニ著手シタイト云フ積リデ居リマシタノデアリマスガ、先程モ御説明申シマス通りニ施行ノ準備ヲ十分遺漏ノ無イヤウニ致シタイト云フ考ガ一ツ、ソレカラ大抵ナ工事ガ年内ニ片付キマスルモノガ大部分ゴザイマスルシ、時期ヲ決メマスル段階ト致シテハ矢張り正月一日カラト云フヤウニ致シマスルト、今マデヤッテ居リマスル工事等ノ關係モ是デキッパリ致シマスルシ、當業者トシテハ成ルベクユックリ施行シテ貰ヒタイト云フ希望ヲ持ッテ居ッタ人モアルヤウデゴザイマスガ、ココノ法案ニアリマスル明年一月一日ト云フコトデアリマシタナラバ、恐ラクハ反對ハアルマイト思ッテ居リマス

○委員長(伯爵松本宗隆君) 御諮リ致シマスガ、最早時刻ニナッテ居リマスガ、御都合ガ宜ケレバ午後開キタイト思ヒマスガ、御都合ヲ一應伺ヒタイト思ヒマス

○富田光雄君 午後ハチヨット出兼ネマスガ、モウ私質問ハ餘リアリマセヌケレドモ……
○中村純九郎君 私ハアチラノ方ニ參ラナケレバナリマセヌカ……

○宮田光雄君 モウ一度開イテ其時……

○委員長(伯爵松木宗隆君) ソレヂヤ明日午後……

○宮田光雄君 質問ト討論ガアレバヤッテ、決メルナラ決メルト云フコトニシテ、其時併セテ質問モヤッテ貰、タラドウデス、残りガアレバ……

○委員長(伯爵松木宗隆君) ソレデハ左様ニ致シタイト存ジマス、ソレデハ明日午後一時頃開會ト云フコトニ御承知ヲ願ヒタイト思ヒマス、本日ハ是ニテ散會イタシマス

午前十一時五十分散會

出席者左ノ如シ

委員長 伯爵松木 宗隆君

副委員長 男爵佐藤達次郎君

委員

中村純九郎君

宮田 光雄君

磯村豊太郎君

國務大臣

內務大臣 安達 謙藏君

政府委員

內務政務次官 齋藤 隆夫君

內務參與官 一宮房治郎君

社會局長官 吉田 茂君

社會局部長 富田愛次郎君

大藏政務次官 小川郷太郎君

大藏省理財局長 富田勇太郎君

大藏書記官 賀屋 興宣君